



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による県の意見を、同条第6項の規定により次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供します。

平成21年5月7日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
高島ファッションモール  
諏訪市高島4-1517-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社 しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成20年11月6日

- 4 県の意見の概要  
交通に係る事項  
主要地方道諏訪・辰野線に接して設置される駐車場の自動車の出入口①及び②については、入出庫についての利用制限がなく、来客車両の集中による交通渋滞と交通事故の発生が懸念される。このため、車両誘導看板等により、出入口①は左折出庫専用、出入口②は左折入庫専用とし、車両の円滑な通行に配慮すること。
- 5 意見書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課及び長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 6 縦覧の期間  
平成21年5月7日から平成21年6月8日まで

産業政策課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成21年5月7日

長野県知事 村 井 仁

- 1 開催日時及び場所
  - (1) 開催日時 平成21年5月31日（日） 午後2時から
  - (2) 開催場所 佐久市役所8階大会議室（佐久市中込3056）
- 2 都市計画案の概要
  - (1) 都市計画案  
佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案  
（佐久都市計画区域の変更に伴い、これに係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。）
  - (2) 案の閲覧  
公告の日から平成21年5月29日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。  
なお、佐久都市計画区域の変更案についても閲覧できます。
- 3 公述申出について  
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。
  - (1) 公述申出のできる者  
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
  - (2) 公述申出期間  
公告の日から平成21年5月21日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）
  - (3) 公述申出書の提出先  
長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課、佐久市建設部都市計画課、御代田町建設課
  - (4) 公述申出書の様式  
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定  
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他  
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号 )

佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変  
更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成21年5月 日

長野県知事 村 井 仁 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成21年5月7日

長野県知事 村 井 仁

- 組合の名称  
茅野市・諏訪市家下青木土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成18年1月26日から平成23年3月31日まで
- 施行地区  
茅野市宮川字家下、字大道下、字青木、字下馬古川の各一部及び諏訪市大字中州字青木の一部
- 事務所の所在地  
茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内
- 設立認可の年月日  
平成18年1月19日
- 変更認可の年月日  
平成21年4月28日

都市計画課

公告

平成4年3月30日付け長野県公告(長野県飯田運動公園の供用開始)の長野県飯田運動公園の区域を別紙のとおり変更し、平成21年5月1日から供用を開始します。

なお、本公告において別紙は省略し、長野県建設部都市計画課及び長野県飯田建設事務所において縦覧に供します。

平成21年5月7日

長野県知事 村 井 仁

都市計画課